農地等利用最適化推進施策に関する **意** 見 書

令和 2 年 1 1 月

砂川市農業委員会

農業は、米や野菜等の食料を生産する国の根幹をなす産業であり、国 土及び自然環境の保全、良好な景観の形成や災害防止等の多面的機能を 有しております。

しかし、今日の我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、農業資材等の 高騰による農業所得の減少、農業従事者の減少と高齢化による担い手不 足の深刻化、遊休農地の増加など、以前にも増して厳しい環境にありま す。

また、度重なる台風の上陸や地震の発生などの自然災害に加えて、近年は高温傾向や大雨・暴風などが続発する不安定な天候にあり、農業においても農畜産物の収量の減少や品質の低下、農業用施設の損壊など、深刻な被害を被っているところです。

一方、国際情勢に目を向けますと、TPP11が一昨年12月、EUとの経済連携協定(EPA)が昨年2月、そして日米貿易協定が本年1月にそれぞれ発効され、国内農業への影響が懸念されております。

さらに、本年は新型コロナウイルス感染症が世界の様々な分野に深刻な影響を及ぼしており、未だ収束の見通しが立たない中、農業・農村へのさらなる波及が憂慮されております。

このような中、当農業委員会は、平成30年5月の定例総会において議決しました「農地利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、農地中間管理事業との連携及び新規参入者の促進からなる具体的な活動を進めるとともに、各生産団体や関係機関と連携を図りながら、砂川市の農業振興や生産者の健全経営のための支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めてまいりました。

砂川市におかれましては、市内農業の振興を図り、農業行政をより一層 充実されますとともに、効率的で持続可能な力強い農業を推進されますよ う、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、意見書 を提出いたします。

令和2年11月 6日

砂川市農業委員会 会長 関 尾 一 史

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手への農地集積の促進

食料の安定供給、美しい農村景観の保全、災害防止機能など、農業・農村が担う多面的機能を維持し、市内の基幹産業である農業が持続的に発展するためには、担い手への農地流動化を促進し、農業経営効率の向上を図るとともに、農地の維持・保全を図る必要があります。

しかし、高齢化と後継者不足に伴い地域の担い手は減少傾向にあり、 区画狭小農地など作業効率の悪い農地の集積を敬遠する状況が多くみられ、国の施策である「農地中間管理事業」を活用した農地の流動化に おいても、農地の出し手への支援はあるものの、受け手への支援が不十 分な状況にあり、新たな耕作放棄地の発生・増加は差し迫った課題となっています。

このようなことから、地域で話し合いを進め、農地の受け手と出し手を明確化するなど、人・農地プランを活用するとともに、次代を担う担い手へ農地集積を加速するため、農地集積における新たな支援策を検討願いたい。加えて、近年深刻化しつつある人手不足への対応や青果物の盗難対策など、側面的な支援を講じていただきたい。

また、全国的には女性農業者は農業人口の過半を占め、地域農業の振興や活性化に重要な役割を果たしており、女性が農業経営に参画することは農産物加工など、経営の多角化にも繋がることから、意欲ある女性農業者の育成・支援の取り組みを推進されたい。

2. 新規参入者の促進

農業者の高齢化により担い手が減少する中、新たな農業の担い手となる新規就農者を増加させることは、農地を維持・確保する上で重要な施策の一つであります。

現在、新規参入者の受入については、市農政課、農業委員会、市内の 指導農業士及び農業関係機関で構成する「砂川市農業担い手育成センタ 一」において新規参入者の受入支援等を実施しており、平成 30 年度から「地域おこし協力隊」制度を活用した農業研修生の採用や「新・農業人フェア」参加による市内農業のPR、新規就農施策の情報提供等が行われてきました。

今後におきましても、これまでの取り組みを継続するとともに、農業後継者以外の新規就農は、経営開始に係る初期投資資金の確保が難しいことから、就農に伴う農地・施設・機械等の取得にかかる支援の拡充、また親の農業経営を継承し農業後継者となる新規学卒就農、Uターン就農に対する支援についても検討するとともに、国等に対しても要請願いたい。

3. 農地整備の推進

担い手への農地利用集積が課題となっている中、担い手が拡大する経営地を効率的に作業するためには、機械の大型化やスマート農業の導入に対応した区画拡大、多様な作物生産に対応するための暗渠などの排水対策が不可欠です。

次代を担う担い手への農地集積や農業者が安心して耕作できるよう、 国や北海道等の事業も活用しながら農用地の基盤整備に対する支援を 積極的に推進し、優良農地の維持・保全を図られたい。

また、近年、高温・干ばつ等により畑作物(玉ねぎ)の生産量が減少している袋地地区における潅水事業の促進につきまして、引き続き特段の配慮を願いたい。

4. スマート農業の推進

高齢化による農業者の減少、労働者不足が深刻な状況となっており、 今後、担い手の経営規模拡大にも支障をきたすことが懸念され、農作業 における省力化、軽労化が課題となっています。

このような中、ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術やクラウドシステムをはじめとしたICTを活用することにより、農作業の省力化、高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)が注目されています。

スマート農業の導入により、担い手の経営規模拡大が容易となるとと もに、労働時間にゆとりが生じ、新商品開発や販路拡大等による6次産 業化を積極的に展開することも期待されます。

砂川市でも一定の補助金制度が設けられてきましたが、引き続きスマート農業の導入に関する調査・研究を進め、農業者への情報提供などスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、スマート農業への取り組みに対するさらなる支援を検討願いたい。

5. 鳥獣被害防止対策の推進・強化

中山間地域のみならず、市内全域でエゾシカやアライグマ等の出没が確認され、有害鳥獣による農業被害は増加傾向にあります。これらは、 農業者の営農意欲の低下、耕作放棄地の発生、担い手への農地集積が進まないなどの一因となっています。

また、近年はヒグマの出没等が多発しており、農業被害のみならず住 宅街の市民生活をも脅かしております。

砂川市では、平成 21 年度から鳥獣被害防止総合対策事業等により電気牧柵の設置等の被害防止施策が進められていますが、より効果の高い被害防止策を強化するとともに、狩猟免許取得者の負担軽減、若返りのための支援及び有害鳥獣駆除の担い手である猟友会への継続的な支援についても検討願いたい。

6. 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症が農業に及ぼす影響は、当初は限定的という見方もありましたが、収穫期を過ぎた現在でも世界的な感染が続いており、今後どのような影響が出るか予測が難しい側面もあります。

国や北海道、砂川市では、影響を受けた農業者等に対する支援策や農業に関係する感染予防策を設けていますが、今後も影響が拡大すれば効果的な支援措置を講じていただくとともに、これらの制度等を積極的に周知願いたい。